

## 仕様書（案）

### 1 業務概要

#### (1) 契約件名

道路ライブカメラ設置保守管理業務委託

#### (2) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

#### (3) 履行場所

群馬県内 11箇所（別添「位置図」参照）

#### (4) 目的

現在、群馬県において道路ライブカメラを設置しているが、不具合発生時の対応に職員が苦慮しており、復旧の遅延や職員の負担増加につながっている。また、静止画で公開している道路ライブカメラについては老朽化が進んでおり、故障の増加や画像が不鮮明であるといった課題が生じている。

これらの課題を改善するため、動画配信が可能な道路ライブカメラを新たに設置するとともに、保守管理を含めた契約とすることで、道路ライブカメラの持続的な運用の確保および職員の負担軽減を目的とする。

#### (5) 契約の対象項目

受注者は、以下の業務を実施する。

- ア ライブカメラの設置
- イ クラウドサーバの運用
- ウ 職員向け管理ツールの運営管理
- エ 一般向け映像配信
- オ ライブカメラの保守管理

### 2 業務内容

#### (1) ライブカメラの設置

群馬県が指定する地点ライブカメラを設置し、電力及び通信の整備、各種設定等、映像配信を実施できる環境を整備する。なお、カメラ本体等の機材は、買取りまたはレンタルとする。

道路照明の支柱、道路標識柱、単独柱などに自在バンド等で支柱に取付する。

通信はLTEを基本とし、それ以外となる場合は、協議すること。

また、ライブカメラを設置した箇所における既設のライブカメラは、撤去すること。

表2～6において、仕様を満たしていないなくとも目的を満足できる場合は、双方協議の上、変更できる。

表1 観測点の区分、観測項目及び設置条件等

観測点区分	カメラ観測点
設置地点数	11ヶ所
観測項目	ライブカメラ映像

表2 ライブカメラシステムのカメラ機器仕様

機能	詳細
解像度	HD 画質 (1,280×720) 以上
ズーム	光学 10x 以上 + デジタル 12x 以上
PTZ	360°パン, 0~90°チルト以上
低照度性能	カラー 0.25 lux 以下, 白黒 0.01 lux 以下
フレームレート	最大 30fps 以上
動作温度範囲	-20°C以下~50°C以上
環境耐性	IP66 以上
給電形式	PoE 給電対応
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン API</li> <li>・画角内に映り込む住宅・ビル等の構造物に対して、形状に合わせたマスク処理がされること</li> </ul>

表3 ルーターシステムの仕様

機能	詳細
LTE	マルチキャリア対応
速度	下り最大 150Mbps, 上り最大 50Mbps
温度範囲	-20~60°C
電源	100~240VAC
遠隔監視	遠隔監視・設定・再起動対応可

表4 防水ボックスシステムの仕様

機能	詳細
防水防塵	IP66 相当以上
設置	鍵付き、またはねじ止め 屋外設置対応

#### (2) クラウドサーバの運用管理

ライブカメラの映像配信に必要となるクラウドサーバの運用管理を行う。

#### (3) 職員向け管理ツールの運営管理

共通 ID/PW によるアクセス権を有する職員が、インターネットによりライブカメラの映像を閲覧・操作するツールを運用する。所属ごとにアカウントを発行すること。ID/PW は必要に応じ変更可能とし、受注者は Web 閲覧等の操作に関して必要に応じたテクニカルサポートを実施する。

また、ライブカメラの映像を 7 日間以上はダウンロードができるようにすること。

#### (4) 一般向け情報の公開

群馬県公式 YouTube チャンネル「TsuLunos」において、映像を配信すること。

もしくは群馬県公式 HP 上にて映像配信すること。

ただし、それ以外の配信方法が合理的である場合は、双方協議の上、変更できる。

#### (5) 機器の維持管理及び保守

本業務において受注者が設置するカメラ機材、通信機器、ならびに交換部品（定期交換部品および故障対応用部品を含む）等の材料費、これらに係る労務費、通信回線の契約手続き・利用料金、クラウドサービスの利用料、セキュリティ対策に要する費用など、道路ライブカメラの運用に必要となる一切の費用は、すべて委託料に含むものとする。

また、契約期間中に機器障害が発生した場合は、発注者と別途協議の上、適切な対応を行うものとする。

### 3 セキュリティ対策

#### (1) セキュリティ対策

受注者は、カメラ本体・クラウド・ネットワーク等の多方面からセキュリティ対策を講じなければならない。詳細は、受注後に双方協議の上、決定する。

#### (2) 緊急時の対応計画の策定及び対応

受注者は、情報セキュリティへの脅威及び侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ円滑に実施するため、情報セキュリティ実施手順等に緊急時対応計画を定めておき、対応しなければならない。

なお、当該脅威等の事案については、速やかに群馬県道路管理課に報告し、連携して事案の対応にあたるとともに、事案の対応が完了するまで、情報共有を行わなければならない。

### 4 その他

- この仕様書に定めのない事項は、双方協議により決定する。